



埼玉医総第1873号

令和2年11月26日

郡市・大学医師会長 殿

埼玉県医師会長 金井 忠男



裁判執行に関する情報提供について（照会）

このことについて、さいたま区検察庁検察官事務取扱検事から別添のとおり裁判執行関係事項の照会依頼がありました。

つきましては、ご多忙のところ恐縮に存じますが、貴会会員に対し、裁判執行に関する情報提供等についてご協力いただけますよう、また、該当する場合には本会総務課あてご連絡くださいますよう、ご周知のほどお願い申し上げます。

連絡先

埼玉県医師会総務課 国松・田中 TEL048-824-2611 FAX048-822-8515



様式第10号（刑訴第507条，規程第18条）

裁判執行関係事項照会書（甲）

令和2年11月19日

一般社団法人 埼玉県医師会 会長 殿

本 庄 区 検 察 庁

検察官事務取扱検事 内 田 俊 彦



裁判執行のため必要があるので，下記事項につき至急回答願いたく，刑事訴訟法第507条によって照会します。

記

氏 名：^{ほりえ たかせ}堀江 崇星

生年月日：平成10年6月26日生

住 所：埼玉県本庄市若泉3丁目1番21号 エクセルハイツ小暮201号

- 1 上記の者について，令和2年1月以降における入（通）院事実の有無
- 2 1について，その事実がある場合
 - (1) 入（通）院先の病院名，所在地，電話番号
 - (2) 病名及び病状
 - (3) 入（通）院期間
 - (4) 治療の状況（療養期間の見通し及び投薬の有無）
※投薬があれば，その種類及び服用の程度
 - (5) 受診時の住所，連絡先，勤務先等
 - (6) その他参考事項

※該当がない場合，回答は不要です。

住所に関しては，当庁で把握している最終の住所になるので，相違している場合があります。

※送付先 〒360-0041 熊谷市宮町1丁目62番地

本庄区検察庁 徴収担当 紫藤

TEL048-521-1214 内線56

（調定番号：令和元年第650号）

